

緑支部令和元年度第2回研修会 開催のご報告

研修部 那住 史郎

9月27日（金）、青葉公会堂1号会議室におきまして、緑支部令和元年度第2回研修会【相続法改正について行政書士が特に市民に伝たいポイント】が予定どおり開催されたことをご報告申し上げます。



皆さまのご協力のおかげで57名（緑支部45名、他支部12名）の方にご参加頂き開催いたしました。今回は弁護士の 夏目修司 先生（神奈川県弁護士会／夏目法律事務所）にご講義頂きました。

今回の研修会では、先般、大幅な改正があり、今年7月にはその大部分が施行された「相続法」の改正についてご講義頂きました。改正論点の全体を俯瞰した上で、重要なポイントについてさらにご講義頂き、時折、実務からのご経験も交えお話をいただき、興味深い研修会となりました。

終了後、ご参加頂いた先生方からお寄せ頂いたアンケートには、

- 全体の改正点をわかりやすくまとめて頂いた。
- 改正項目・内容が整理されていて、全体のフレームが良く理解できた。
- 資料がわかりやすかった。
- 新人にもわかりやすい研修会だった。
- 条文と実務の両面から説明があり、大変わかりやすく、資料もよかった。

などといったご意見を頂戴いたしました。



頂きましたご意見は、今後の支部研修事業運営の参考とさせていただきます。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

さて、次回研修会ですが、

12月7日土曜日の午後に行行政書士・弁護士の小滝 芳之先生をお招きして研修会を予定しております。

会場は青葉台の青葉台フォーラムの予定です。詳細については10月中旬ごろにあらためて皆様にお知らせをお送りさせていただきます。

研修会へのご意見等ございましたら、何なりとお寄せください。今後ともよろしく願いいたします。